

おたるプレミアム付商品券取扱店募集要項

1 事業の趣旨

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を鑑み、幅広く市民の消費を下支えし、市民生活の支援と市内経済の活性化を図ることを目的として、小樽市及び市内の経済団体の連携により、プレミアム付商品券事業を実施する。

2 商品券の概要

- (1) 名 称 おたるプレミアム付商品券
- (2) 発行者 おたるプレミアム付商品券事業実行委員会
- (3) 使用可能店舗 市内に事業所又は店舗を有し、この要項の定めにより登録を完了した市内の店舗・事業所（以下「取扱店」という。）
- ※ 取扱店のうち、法人にあっては本社・本店の所在地の登記が市内にある法人、個人事業にあっては市内に住所を有する者が市内で経営する店舗を「地域応援券取扱店」という。
- また、地域応援券取扱店以外の店舗を「市内共通券取扱店」という。
- (4) 商品券の種類
- ① 地域応援券 地域応援券取扱店で使用することができる商品券
- ② 市内共通券 全ての取扱店で使用することができる商品券
- (5) 使用可能額 1冊 13,000円分の商品券（500円 26枚綴り）を 10,000円 で販売（1人につき3冊まで）
- ※商品券1冊当たりの構成は、市内共通券 13枚及び地域応援券 13枚です。
- (6) 販売冊数 70,000冊
- (7) 使用可能期間 令和5年11月1日（水）～令和5年12月31日（日）
- なお、使用期間を経過した後は、商品券は使用できませんので、受け取ることをのらないようお願いします。
- (8) 商品券の払戻し 使用期間中又は使用期間後を問わず、払戻しは行いません。
- (9) その他 商品券は、転売することができません。また、使用に際して生じる釣銭のお返しはできません。

市内共通券取扱店では、市内共通券しか使用することができませんので、誤って、地域応援券を受け取ることをのらないよう注意をお願いします。

3 取扱店参加資格

小樽市内に店舗、事業所等を有する事業者とし、市内の店舗等に限り商品券を使用可能とすることができる者。

ただし、次の事業者を除きます。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の規定による設備等を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業又は性風俗関連特殊営業を行っている者
- ② 特定の宗教団体又は政治団体の活動に関わる事業を行っている者
- ③ 業務の内容が公序良俗に反する事業を行っている者
- ④ 小樽市から入札参加停止又は入札参加除外の措置を受けている者
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条に規定する公訴を提起されている者等
- ⑥ 小樽市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年小樽市条例第19号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係事業者である者

4 取扱店登録の申込方法

(1) 申込方法

取扱店に登録される方は、この「取扱店募集要項」に同意の上、別添「おたるプレミアム付商品券取扱店登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、下記のいずれかの方法で申請してください。

・郵送（あて先）

〒047-8790

小樽市稲穂2丁目22番1号 小樽経済センタービル B1F

おたるプレミアム付商品券事務処理センター

((株)ニッセンレンエスコート小樽支店内)

・FAX 0134-24-1553

※「おたるプレミアム付商品券取扱店登録申請書兼誓約書」は、ホームページ <https://otaru-premium.com> から印刷できます。

なお、チェーン店、系列店など市内に複数の店舗を持つ事業者は、市内すべての店舗で使用可能となるよう御協力をお願いします。

(2) 申込期間

令和5年8月22日（火）から令和5年9月14日（木）まで

(3) 取扱店の登録

申込みのあった店舗については、登録資格を審査の上、取扱店として登録するとともに、取扱店登録証を交付します。

申請結果については、郵送にて通知いたします。ただし、令和5年10月23日（月）・24日（火）・25日（水）に実施予定のおたるプレミアム付商品券事業取扱店向け説明会へご参加の取扱店については説明会の際にお渡しいたします。

ただし、申込みの内容に虚偽・不備等がある場合には、登録を取り消すことがあります。

(4) その他

店頭に掲示していただく取扱店表示ポスター及びステッカー、取扱店登録証、売上集計票等は、説明会の際に配布します。

9月14日（木）までに取扱店の申込みをいただくと、紙媒体の「おたるプレミアム付商品券取扱店一覧」及びホームページ (<https://otaru-premium.com>) に掲載します。

※ 9月15日（金）以降も、取扱店の登録は受け付けますが、ホームページのみの掲載となりますので、原則として、9月14日（木）までにお申し込み いただくようお願いいたします。

5 取扱店の厳守事項

- (1) 商品券は商品の販売又はサービスの提供などの取引において使用可能です。
- (2) 商品券と現金の交換は禁止します。
- (3) 商品券額面以下の使用の場合であってもお釣りは出さないでください。
- (4) 不足分は現金等で受け取ってください。
- (5) 店舗で独自に商品券の使用対象外となる商品などを定める場合（特売品など）は、あらかじめ使用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示してください。
- (6) 使用期限を過ぎた商品券は受け取らないでください。
- (7) 商品券の盗難・紛失、滅失又は偽造、模造等に対して、発行者は責任を負いません。

※ 商品券の盗難・紛失については、損害賠償が発生する場合があります。

6 商品券の使用対象にならないもの

- (1) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払い
- (2) 出資、有価証券の購入、債務の支払等消費に当たらないものへの支払い
- (3) たばこ（電子たばこを含む）の購入（たばこ事業法第36条第1項において、小売定価以外による販売を禁止）
- (4) 商品券、ビール券、図書券、プリペイドカード、郵便はがき、切手、印紙等換金性があり、かつ、広域的に流通しうるものの購入
- (5) 市指定ごみ袋の購入
- (6) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業及び設備を設けて客に射幸

- 心をそそるおそれのある営業に対する支払い
- (7) 国税、地方税又は使用料等の公租公課の納付
 - (8) 水道料金や公立病院受診時の自己負担等、自治体の債権への支払い
 - (9) 前各号に定めるもののほか、実行委員会が不相当と認めるもの

7 取扱店の責務等

次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、販売ツール（ポスター及びステッカー）を使用者が分かりやすい場所に提示してください。
- (2) 商品券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、本事業の趣旨に反する行為をしないでください。
- (3) 使用者が使用する商品券について、受け取って問題ないかの確認をしてください。なお、偽造防止加工がない、券番号がない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受取りを拒否するとともに、おたるプレミアム付商品券事務処理センター（(株)ニッセンレンエスコート小樽支店内 0134-24-1589）に報告してください。
- (4) 商品券を受け取った時は、再流出を防止するため商品券裏面の取扱店欄に住所・事業所名を記載（手書き又はゴム印）し、既に記載があるものは、受取りを拒否してください。
- (5) 商品券の交換及び売買は行わないでください。
- (6) 使用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。

8 取扱店の取消し等

「取扱店募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の認定を取消し、損害金が発生した際は当該金額の請求をすることがあります。

9 換金について

換金申請手続は、以下の通りとなります。なお、換金申請手続を行う方は、経営者・店長等でなくても構いませんが、おたるプレミアム付商品券事務処理センターからの問合せに対応できる方としてください。

問合せに対応できない場合、その日の換金申請を受け付けることができない場合もありますので、ご協力をお願いいたします。

(1) 換金申請手続について

郵送または持参の方法で受付いたします。

【持参により換金申請手続を行う場合】

以下のものをおたるプレミアム付商品券事務処理センターにお持ちください。

- ① 使用済みの商品券（裏面に住所・事業所名を記載し、地域応援券・市内

共通券ごとの枚数を確認)

- ② 売上集計票（1枚目：取扱事業所控、2枚目：事務処理センター提出用、3枚目：OCR処理センター提出用）
- ③ 商品券提出用の専用封筒（商品券郵送用の封筒）
※使用済みの商品券は、事務処理上、接着剤やホッチキス等で綴り合わせないで1枚ずつ離れた状態でお持ちください。
※商品券は、地域応援券・市内共通券の種類ごとに集計してください。

【郵送により換金申請を行う場合】

以下のものをおたるプレミアム付商品券事務処理センターに郵送してください。

※商品券提出用の専用封筒で郵送（簡易書留）する場合には、郵送料はかかりません。

※事故防止のため、商品券提出用専用封筒を使用し、必ず郵便局の窓口から簡易書留扱いで郵送をお願いします（普通郵便で郵送された場合、紛失・事故等に関しては責任を負いかねますので、ご注意ください）。

- ① 使用済みの商品券（裏面に住所・事業所名を記載し、地域応援券・市内共通券ごとの枚数を確認）
- ② 売上集計票
1枚目を切り離し、2枚目、3枚目を郵送してください。1枚目は取扱事業所控として保管してください。
※使用済みの商品券は、事務処理上、接着剤やホッチキス等で綴り合わせないで1枚ずつ離れた状態でお持ちください。
※商品券は、地域応援券・市内共通券の種類ごとに集計してください。

(2) 換金申請期間

- ① 換金申請期間：令和5年11月1日（水）～令和6年1月16日（火）
（土・日・祝日を除く）

- ② 申請可能時間：9：00～17：00

※換金申請期間を過ぎての換金には応じられませんので、くれぐれもご注意ください。

(3) 換金申請する商品券の上限について

1回に換金申請できる商品券の枚数に上限はありません。

なお、換金方法は郵送または持参となりますが、郵送に際して、枚数が多く、封筒に入らないなどの場合には、訪問による回収も行いますので、おたるプレミアム付商品券事務処理センター（(株)ニッセンレンエスコート小樽支店内0134-24-1589）までご連絡ください。

(4) 換金申請回数

換金申請は、(5)換金スケジュールに掲載した10回の締日（精算日）のうち、8回まで申請が可能です（9回以上は受け付けできません）。

※ 換金申請の期間中、8 回までの範囲内で、取扱店の皆様の状況に応じて申請していただいて構いません。

(5) 換金スケジュール

締日	1回目	2回目	3回目	4回目
	11/7(火)	11/14(火)	11/21(火)	11/28(火)
窓口提出期限	11/7(火)	11/14(火)	11/21(火)	11/28(火)
振込日	11/15(水)	11/22(水)	11/30(木)	12/6(水)

締日	5回目	6回目	7回目	8回目
	12/5(火)	12/12(火)	12/19(火)	12/26(火)
窓口提出期限	12/5(火)	12/12(火)	12/19(火)	12/26(火)
振込日	12/13(水)	12/20(水)	12/27(水)	1/9(火)

締日	9回目	10回目
	1/9(火)	1/16(火)
窓口提出期限	1/9(火)	1/16(火)
振込日	1/17(水)	1/24(水)

(6) 注意事項

- ① 使用済みの商品券は、裏面の取扱店欄に住所・事業所名を記載（手書き又はゴム印）し、おたるプレミアム付商品券事務処理センターへ郵送または持参のいずれかの方法にて換金申請手続きを行ってください。
- ② 使用済商品券の裏面の取扱店欄に記載がない場合には、換金申請に応じられませんので、必ず記載するようお願いいたします。
- ③ 各締日から 10 日以内に指定口座に入金いたします。
※年末年始に係る場合は 15 日程度かかります。
- ④ 換金手数料はかかりません。
- ⑤ 「口座確認書」へ記載の指定口座へお振込みいたします。
※振込口座は、取扱店登録証と同一の名義としてください。取扱店登録証と異なる場合は、換金することができない場合がありますので、ご注意ください。
※通帳には「オタルショウヒンケンカンキン」と印字されます。

10 その他留意事項

- (1) 「取扱店募集要項」に記載されていない事項などは、協議してお答えします。また、取扱店情報（店舗名称、所在地）は、ホームページなどでお知らせします。

(2) 取扱店を対象とした説明会の開催を次のとおり予定していますが、詳細は、取扱店の登録完了後、別途ご案内いたします。

なお、ポスター、ステッカー等は、説明会の際に配布いたします。

【取扱店説明会開催日】(予定)

日時：令和5年10月23日(月)

11時、13時、14時、15時、16時、17時、18時

令和5年10月24日(火)

10時、11時、13時、14時、15時、16時、17時、18時

令和5年10月25日(水)

10時、11時、13時、14時、15時、16時、17時、18時

会場：小樽市稲穂2丁目22番1号 小樽経済センタービル4階

※1時間以内を予定しています。

※説明会の日時は、別途ご案内いたしますが、都合がつかない場合には、下記までご連絡ください。

お問い合わせ先（土日祝日を除く、平日9時～17時）

○おたるプレミアム付商品券事務処理センター

((株) ニッセンレンエスコート小樽支店内)

〒047-8790

小樽市稲穂2丁目22番1号小樽経済センタービル B1F

TEL 0134-24-1589 FAX 0134-24-1553

URL <https://otaru-premium.com>